

※注

現在、児童手当を受給している受給者の子で、長久手市に住民登録のある児童は、基本的に算定児童として登録されていますが、長久手市に現在住民登録がないまたは住民登録をしたことがない高校生年代の児童は、算定児童として登録されていない場合がございます。

現在、長久手市から児童手当又は特例給付を受給していますか？

はい ↓

いいえ ↓

高校生年代（平成 18 年 4 月 2 日生～平成 21 年 4 月 1 日生まれ）の児童を養育していますか？

児童手当の受給資格者（児童を養育している父母等のうち所得の高い方）は公務員ですか？

はい ↓

いいえ ↓

はい ↓

いいえ ↓

高校生年代の児童は、算定対象の児童として登録されていますか？（※注）

大学生年代の児童（平成 14 年 4 月 2 日生～平成 18 年 4 月 1 日生）がおり、合計 3 人以上の児童を養育していますか？

手続きについては、勤務先（所属庁）へお問合せください。

受給資格者（所得の高い方）は、長久手市に住民登録がありますか？

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

いいえ ↓

大学生年代の児童（平成 14 年 4 月 2 日生～平成 18 年 4 月 1 日生）がおり、合計 3 人以上の児童を養育していますか？

手続き不要です。

大学生年代の児童（平成 14 年 4 月 2 日生～平成 18 年 4 月 1 日生）がおり、合計 3 人以上の児童を養育していますか？

手続きについては、住民登録のある自治体にお問合せください。

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

はい ↓

いいえ ↓

下記を提出してください。
B 児童手当額改定認定請求書

下記を提出してください。
B 児童手当額改定請求書
C 監護相当・生計費の負担についての確認書

下記を提出してください。
C 監護相当・生計費の負担についての確認書

下記を提出してください。
A 児童手当認定請求書
C 監護相当・生計費の負担についての確認書

下記を提出してください。
A 児童手当認定請求書

上記フローチャートの赤枠内の赤字部分は、令和 6 年 9 月末に送付した申請案内通知の内容から修正した箇所となります。
誤 :平成 18 年 4 月 2 日生～平成 21 年 4 月 1 日生
正 :平成 14 年 4 月 2 日生～平成 18 年 4 月 1 日生